

業務仕様書

1 業務名

札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野を中心とした都市ブランドの確立に向けた調査・研究等業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の背景と目的

札幌市は、観光・食分野のブランドが国内外で高い認知度を誇り、北海道・札幌の「強み」として観光誘客等に大きく貢献している。一方、人口減少・都市間競争が進む中、持続可能なまちづくりを目指す上では、一過性の消費効果に依存しない、人材・企業・投資が持続的に循環する都市構造の形成が必要である。

その点で、札幌市では、新たな創作・表現・挑戦が循環するクリエイティブな都市となるべく、「創造都市さっぽろ」を宣言した。その後、札幌市は、市民の創造性を促す大規模な文化芸術施設・イベントが豊富で、デジタル技術などを用いた新しい文化的なクリエイティブ産業の発展を目指す都市として、ユネスコ創造都市ネットワーク・メディアアーツ都市に認定され、各部門において、各種取組を実施してきた（参考：「創造都市さっぽろについて」

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/creativecity/creativecity/index.html>）。

こうした中で、経済セクションでは、映像、ゲーム・eスポーツ、デザイン産業の振興を先導、文化セクションでは、国際芸術祭の開催、まちづくりセクションでは、マンガ等を生かしたまちづくりの在り方検討を、それぞれの部門が主導して進めてきたところである。それらの結果、eスポーツの著名な大会が3年連続開催され、マンガ分野では官民による推進体制が整備され、国際芸術祭でも新たに企業の技術ノウハウや資金を生かした共創作品の展開するなど、一定の成果が見られる。こうした状況に加え、札幌ならではのクリエイティブ分野は、従来の食・観光分野ではリーチしきれなかった、若者・欧米圏にリーチし、都市ブランドの確立への可能性があることから、今後のまちづくりの推進において重要な要素と位置づけ、今後の施策を体系的に展開していくべきである。

以上のことから、人材・企業・コミュニティが持続的に集積する都市構造の形成に向け、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野の強みが、今後の札幌市の都市成長及び都市ブランド形成において重要な役割を果たし得る可能性を踏まえ、戦略的かつ体系的な課題整理を行う必要があり、本業務は上記についての今後のあり方を検討・構築するための基礎資料を作成するものである。

4 本業務にて明らかにしたいこと

下記の視点及び概要に記載の趣旨を踏まえ、5に記載する業務内容に即した調査・分析を行うこと。

視点	概要
①札幌の「現在地」と「潜在性・優位性」の可視化を踏まえた都市ブランドの確立	・札幌が持つ既存アセット（企業、人材、実績度等）を踏まえ、他都市（欧米や国内類似都市）と比較した際の札幌独自の強みや優位性を明確にする。その際、産業・文化・まちづくりのそれぞれの面からの潜在性、優位性を位置付ける。 ・従来の強み（食・観光・雪）と札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野がどのように結び付くのか、国内外のターゲットに響くブランドストーリーの核心を突き止める。
②実効性のある人材育成のあり方の提示	・都市ブランドの確立に向け、教育環境等の現在地や先進事例を踏まえたうえで、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野の人材の輩出・育成のあり方を提示する。
③費用対効果を踏まえた「拠点形成」の妥当性とあり方の提示	・事業を推進し、人材育成や人口定着につなげていくための拠点について、その妥当性を提示する。拠点形成にあたり、どの分野を核とし、運営におけるキーパーソンをどうすべきか見極めつつ、ハードの施設設置の必要性を述べる場合、特に、費用対効果や官民の資金スキーム、持続可能性をシミュレーションすることが必要。それが難しい場合は、既存拠点とのネットワーク化やソフト的な活用方法も含めた方向性を提示する。
④国内外・市民向けプロモーション及び推進体制のあり方の提示	・従来型広報の限界を前提に、若者や欧米圏に刺さる都市ブランド戦略としての具体的なデジタルマーケティングなどの手法を提示する。その際、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野を基盤に、市政の他の分野でも横展開できる手法を生み出すように努める。 ・既存の民間推進母体の自立性を生かした情報共有の場として、どのようなものがふさわしいかを明らかにするとともに、官民（市役所内部を含む）でのチーム体制・役割分担のあり方を定義する。

5 業務内容

受託者は、上記4にて示した内容を踏まえ、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野が、今後の札幌の都市成長及び都市ブランド形成において重要な役

割を果たし得る可能性を調査・分析するために、以下の業務を実施するものとする。

また、各調査・分析においては、本業務で求められる「戦略的かつ体系的な課題整理」と、「人材・企業・投資が持続的に循環する都市構造の形成」という最終目的に向け、定量調査（数字で全体像を把握）と定性調査（深掘りしたインサイト獲得）を組み合わせた多角的なアプローチを採用する等、各調査項目においてそれぞれの内容を踏まえた適切かつ効果的な手法を用いること。

なお、実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に委託者と受託者で協議を行い調整することとする。

(1) 調査対象カテゴリー

調査対象とする分野は、パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌等の文化振興、スポーツ振興、食・観光・IT振興施策への波及効果が期待できる以下の3つのカテゴリーを中心としたものとする。

カテゴリー	概要
①エンタメ	・札幌市は、プレミストドームでの音楽イベントなど、エンタメ分野を通じて多くの人が集まる街であり、近年はフービーフェスティバルやeスポーツの国際大会など、札幌の魅力や特性を生かした新たなイベントが開催され、都市のブランディングに大きな効果を見込める。一方、これらの分野の担い手の在り方やプロモーション戦略など、体系的な検討や取組には至っていない状況。
②マンガ	・マンガ等を活用したまちづくりの推進母体である「（一社）札幌マンガ・図書等活用まちづくり機構（SamaLit）」が発足し、市と連携して、原画展など市民への情報発信を行っているほか、市では「マンガ原画の文化的価値と活用に関する基礎調査」を行ってきた。 ・一方、マンガはゲームやアニメなどの世界的に関心を喚起し、高い市場性を有する分野と連動するが、人材、企業の集積等には至っておらず、今後は「マンガミュージアム構想＝施設整備」の観点のみではなく、まちづくりにどのように生かし、具体的に事業展開していくための検討が課題。
③メディアアーツ	・ユネスコ創造都市ネットワーク・メディアアーツ都市認定を契機に、2014年から国際芸術祭を開催。2024年からは企業連携を見据えてテクノロジーと親和性のあるメディアアートを主軸に展開してきた。しかし、芸術祭自体の市民の認知度はそれほど高くなく、また、この芸術祭を契機とした人材、企業の持続的な集積には至っていないことが課題である。 ・創造都市ネットワーク活用事業については、情報収集等の一部施策にとどまっており、メディアアーツ都市を可視化

	し、創造都市さっぽろの機運を高め、人材・企業集積へと結びつけるグランドデザインが描き切れていないことが課題となっている。
--	--

上記の3つのカテゴリーを踏まえ、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野について、今後の方向性を下記(2)～(4)の詳細調査を通して提示すること。

(2) デスクトップリサーチ及び先進都市ベンチマーク調査・分析

国内、海外有力都市（人口規模や都市特性、文化特性等を可能な限り札幌市と類似する都市とする。）の先行事例について、本調査に必要な件数を抽出（抽出した理由を明確に示すこと）のうえ、整理・分析を行う。その際、単純に実施事項をまとめるのではなく、以下アからオに記載の観点を踏まえて、各都市が、人材育成、拠点形成、学・民との連携、運営・管理、資金調達の面においてどのような手法を取っているか等の具体的な内容を調査・分析すること。

ア 取組実施の背景や課題認識

イ 取組手法並びにその対象及び所要経費

ウ 取組の実施に当たり考慮した視点

エ 取組の効果及び反響

オ 今後の取組の方向性

(3) 有識者・関係機関等へのヒアリング調査

人材育成や拠点形成に向け何がハードルとなっているかを定量的・定性的に把握するため、札幌市が示す3つのカテゴリーに関するステークホルダーも含め、教育機関等へのヒアリングを10件程度実施なお、ヒアリング対象者は委託者と協議のうえ、選定するものとする。

(4) 若年層及び欧米圏ターゲットを対象とする実態・行動特性分析

既存のデータ等を活用した若年層（高校生・大学生等）に対する就業意向やシビックプライドに関する意識を把握する。併せて、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野の効果的なプロモーションに向け、若年層・欧米圏を中心とする消費層がどのような特徴・傾向にあるか等、行動特性等を分析し、アプローチすべきコミュニティ、その手法を特定する。

(5) 戦略素案・あり方の提示（コンサルティング・プランニング業務）

札幌市が示す3つのカテゴリーの将来性を踏まえ、上記の調査データを統合し、人材育成、拠点形成、プロモーション、推進体制の4つの観点から、札幌市がとるべき具体的な政策オプション、官民の役割分担、共通ゴールを市の今後の検討の基礎となる戦略素案として提示する。

(6) 報告書の作成

上記調査・分析結果を取りまとめ、調査業務報告書として作成すること。

なお、令和8年12月中旬をめぐりに中間報告を行うものとする。

(7) 打合せ協議

業務期間中、隔週の打ち合わせを実施すること。（対面、webの手法は問わない）

6 成果物の作成

(1) 提出物

受託者は、以下の成果物を(中間報告及び最終報告それぞれ)提出すること。

なお、委託者はGoogleワークスペースを利用していることから、可変データについては、Googleスライド・スプレッドシート・ドキュメントとの互換性を保った電子データを提供すること。

ア 調査業務報告書（電子データ） 一式

イ 概要版資料 一式

ウ その他、発注者が必要と認める資料

(2) 提出期限

ア 中間報告

令和8年12月中旬

イ 最終報告

令和9年3月31日（水）

(3) 提出場所

発注者が指定する場所

7 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い場合または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

(6) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(7) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に

無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

9 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：志田）

電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109

E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp

別記 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、 「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
 - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
 - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
 - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
 - 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。